

令和5年度（第16期）

坂戸市まちづくり応援基金 報告書



埼玉県 坂戸市

はじめに

坂戸市まちづくり応援寄附金制度が開始して以来、全国の方々から坂戸市を思うお気持ちと多額の御寄附をいただきましたことに心から御礼申し上げます。

ここに、令和5年度（第16期）の坂戸市まちづくり応援基金の報告をさせていただきます。

本市では、市民が主役となる自立性の高い地域社会を創り出すため、市民、産、学、官が共に力を合わせ、魅力あるまち、希望の持てる坂戸となるよう協働のまちづくりを進めてきました。そのような中で、坂戸市を思う個人又は団体から広く寄附金を募り、これを基に各種事業を実施し、寄附者の思いを実現化することにより、個性豊かな魅力あるまちづくりに資するため、坂戸市まちづくり応援寄附条例を制定しております。

この寄附金では、市の提示した事業区分の中から寄附者が用途を選択することで、寄附者の思いを政策に反映させようとする仕組みとなっており、6つの政策メニューを設定しております。お寄せいただいた寄附金は、第7次総合計画に定める将来像「住みつづけたいまち子育てしたいまち さかど」の実現のため、寄附者の御意思を尊重し有効に活用させていただきます。

今後も、シティプロモーションの一環として、本市の魅力を発信し、坂戸市まちづくり応援寄附条例の趣旨に沿い、全国の方々から寄附を募ってまいりますので、皆様におかれましては、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年9月
坂戸市長 石川 清

1 政策メニュー

- ① 安全で安心なまちづくりに関する事業
防災防犯、交通安全、児童生徒の安全対策などの事業に充てます。
- ② 健康で元気なまちづくりに関する事業
健康づくり、保健・医療・福祉政策などの事業に充てます。
- ③ 子育て及び教育がしやすいまちづくりに関する事業
子育て支援、幼稚園・小中学校の教育環境の整備等の事業に充てます。
- ④ 活力に満ちたまちづくりに関する事業
産業の振興、観光やお祭り等イベントの支援などの事業に充てます。
- ⑤ 協働によるまちづくりに関する事業
市民参加、ボランティア活動の支援などの事業に充てます。
- ⑥ その他市長が必要と認める事業
平成27年4月から、「木橋と花の回廊散歩道づくり」を目標事業として定めました。市内の木橋や遊歩道等の整備事業に充てます。

2 寄附の概況

令和5年度（第16期）は、個人からの寄附が 9,697 件、総額 169,308,000 円でした。寄附の詳細については、以下のとおりです。

なお、いただきました寄附金につきましては、一度基金に積み立てを行い、令和7年度の事業に充当いたします。

（1）政策メニュー別

（件数：件、金額：円）

	事業名	個人		団体	
		件数	金額	件数	金額
①	安全で安心なまちづくりに 関する事業	1,608	28,473,000	0	0
②	健康で元気なまちづくりに 関する事業	411	6,767,000	0	0
③	子育て及び教育がしやすい まちづくりに関する事業	2,381	45,471,000	0	0
④	活力に満ちたまちづくりに 関する事業	371	6,928,000	0	0
⑤	協働によるまちづくりに関 する事業	129	2,359,000	0	0
⑥	その他市長が必要と認める 事業	268	4,769,000	0	0
⑦	指定なし	4,551	74,541,000	0	0
合計		9,697	169,308,000	0	0

※事業の区分を複数指定した件数が 22 件あるため、寄附金等の合計件数と一致していない。

(2) 令和5年度寄附者紹介

氏名の公表に了承を得られた方をご紹介します（順不同・敬称略）。

都道府県	氏 名			
北海道	河上 慎一郎	吉田 朗	石川 貴幸	村上 重巳
	長田 柊人	田部 加奈子	藤木 隆久	内海 雄介
	米谷 繁夫			
青森県	寺崎 晃太	新井山 孝平		
宮城県	高山 茂樹	菅野 正樹	千葉 雅之	千葉 風桜
	朝倉 徹	内山 拓哉	本田 崇	
秋田県	伊藤 正裕	岩井 貴子	石橋 直子	
福島県	阿部 純一	菊地 優花		
茨城県	沖田 憲士	丸山 香菜子	高橋 研人	
栃木県	鴨下 正彦	荒川 幸子	森島 一	早坂 一哉
	中野 裕介			
群馬県	岡本 政彦	金子 貴幸	高橋 拓生	佐久間 章友
	糸井 大輔	小林 俊征	森田 佳祐	浅野 麻代
	中山 由郎			
埼玉県	安藤 祐輝	安部 純子	安部 忍	一宮 武史
	越智 啓太	奥田 陽介	横山 幸治	横田 ひかり
	横田 悦子	下川原 友一	家鋪 光宏	岸田 隆史
	吉川 嵩悠	橋本 真裕美	金子 勝男	金子 蔵人
	穴繁 祐二	原 雄一	原田 康宏	工藤 智彰
	高橋 正資	今井 敏郎	三橋 秀行	山田 茉由
	松添 安広	照井 保	水村 麻衣	瀬下 弘美
	川口 詩織	川口 正美	前場 みゆき	大久保 泰伸
	大久保 拓也	大竹 裕子	中村 博次	中嶋 芳子
	町田 悠	塚原 康介	田村 健司	田嶋 浩正
	土屋 貴幸	浜野 哲宗	富田 三千彦	武澤 良亮
	北舘 晋作	野口 遥夏	鈴木 純	鷲野 聖詩
千葉県	CHEN FEI	Yu Tsungwen	井上 雄太	磯山 聖太
	鵜澤 政晴	岡田 悠里	加藤 洋人	厚ヶ瀬 慎司
	佐藤 健介	佐藤 宣章	佐藤 博	山田 恭史
	出牛 芳尚	小田 俊之	松井 和夫	森川 孝司

	人見 隆	菅野 耕平	川満 豪	袋井 敬修
	瀧本 文秀	中嶋 駿平	北垣 海人	木村 佑理
	木内 淳爾	夜久 嵩幸	野村 維左夫	
東京都	Kumar Ajit	伊藤 千紘	伊藤 文和	伊藤 和広
	稲垣 しのぶ	永井 常高	遠山 裕之	岡本 桂
	岡本 裕	河合 功	角田 隼輝	鴨 美雪
	関口 信秀	喜多村 成雄	久保 博之	郡寄 拓也
	新井 健太	戸倉 夏木	五藤 寛之	吾郷 俊樹
	後藤 秀彰	荒井 真一郎	高橋 博人	高橋 洋明
	根岸 秋男	佐々木 真吾	佐々木 智広	佐々木 暢夫
	山口 義之	山口 景子	山崎 徳一	若林 正樹
	秋野 陽一	十文字 真浩	小山 太生	小川 尚人
	小池 潤	小野 伸太郎	小林 隆宏	庄司 健
	松山 純哉	松村 丈生	松田 俊昭	上田 洋一
	信常 太紀	森下 岳斗	辛島 奏恵	杉林 強
	星野 飛雄士	清水 陽香	石井 雄大	赤羽 弘吏
	川越 麻波	川上 太一	増原 成基	多田野 亜希子
	大城 裕也	大野 圭	池田 健太	中村 千怜
	中村 直子	中田 耕介	中島 佳奈	仲村 貴徳
	長友 愛	津田 和典	辻 秀男	田中 順一
	田中 優貴	東 範彦	藤田 裕之	藤波 光雄
	内山 麻美	内田 貴紀	内藤 和彦	菱刈 太一
	武田 彩花	福地 勇二	福田 あずさ	平尾 友佑
	碧山 智紀	穂積 敦	北沢 和也	北島 悟志
	北野 裕士	堀内 一秀	木住野 淳	有馬 祐樹
	林 治国	兪 幸順	澤井 豊弘	濱咲 輝
	齋藤 美帆	高橋 英一	高橋 桂一	
神奈川県	M I A O H A O R A N	安川 木乃美	一戸 理絵	榎 信太郎
	岡本 一雄	岩崎 正則	亀山 安彦	亀山 侑季
	吉川 千恵子	吉田 圭輝	近野 眞利子	古川 公規
	高橋 紀夫	高橋 誠	高橋 優奈	佐藤 光保
	三原 慧	山下 孝	山本 信義	緒方 一郎
	小宮山 正則	小柴 裕太郎	小林 直樹	松橋 健太

	新國 正史	青木 聡	石坂 慎也	浅葉 一幸
	前田 政子	村田 哲哉	中尾 善弘	辻本 智仁
	鶴田 健人	田中 法栄	藤原 誠一	柏田 和司
	牧野 ゆきの	野池 広大	有田 直哉	澤崎 広樹
	眞島 哲也			
新潟県	菅原 実	大谷 光広	藤野 祐太朗	
富山県	金谷 茂	中田 修	廣上 功	
石川県	桑原 智	古川 淳	山口 洋平	山崎 誠二
	村田 満	能美 仁		
福井県	岡田 久美子	山崎 亮	堤 啓恭	
山梨県	堀田 敏純			
長野県	鎌田 冬馬	新井 一輝	島田 政彦	百瀬 貴宏
	北原 朋美			
岐阜県	加藤 泰介	宮嶋 健也	山本 直人	丹羽 幸彦
	平林 良克			
静岡県	LIN YUTING	戸室 治久	江田 太	高橋 真奈美
	飯田 好之	櫻井 英利		
愛知県	岩田 敦	岩田 由美子	古川 大輔	後藤 秀輔
	荒木 妥千子	黒川 喜博	佐藤 建一	佐藤 洵佑
	柴山 幸三	小嶋 高広	小野 裕之	小林 直樹
	石井 信和	村上 真由	大橋 明子	棚橋 勇太
	津金澤 由香	津村 晋平	俵 慶藏	堀江 亜古
	木村 圭佑	野村 浩二	鈴木 基之	
三重県	吉田 玖子	三輪 宣貴	小川 幸子	多川 菜々
滋賀県	杉江 健治	中村 太一	林田 周	
京都府	佐野 悟	山口 正樹	寺尾 珠実	鹿野 利春
	森田 大介	中村 潤	中村 瑠一	内藤 智聡
	廣田 翔子			
大阪府	伊勢 淳	宇野 直樹	永野 義則	奥村 彰良
	丸山 基	菊池 研太	高橋 佳孝	高野 公成
	山本 竜巨	四宮 正雄	篠原 良二	秋山 智洋
	松永 尚子	松尾 敏史	水上 隼	水田 亜紀
	水野 佐枝	清川 真由美	倉田 英治	打保 孝

	大串 正弘	谷田 則幸	中尾 海斗	藤松 和也
	浜口 誠	武田 祐輝	牧野 倫子	木村 夏也
兵庫県	永井 日向	金子 高久	寺島 和浩	宗接 和人
	西 丈善	川崎 映子	前田 義信	増田 貴之
	太田 晴菜	大塩 高広	大北 健二郎	大野 航平
	中村 昌功	田中 健一	楠田 梓	峯下 あゆみ
	木田 吉人			
奈良県	江谷 幸徳	森澤 洋介		
鳥取県	杉内 仁志			
岡山県	久堀 隼	小松 隆宏		
広島県	古賀 泉	崎本 侑子	小河内 勇毅	大林 克寛
	中島 拓	田本 晃彦		
山口県	矢部 翔			
香川県	環 努	西川 彩	青木 利栄子	本田 君代
	木村 恵美子	木村 廷和		
福岡県	奥村 俊介	幸若 直樹	溝内 洋	高橋 吉宏
	高崎 翼	山口 正人	山内 朋子	市原 浩二
	石橋 弘志	石川 忠司	中田 咲希	入門 巧
	米盛 高士	葉山 愛	廣滝 慎一	
佐賀県	高尾 尚吾			
長崎県	岩永 隆一郎	高井良 肇		
熊本県	井手口 利徳	橋本 智恵	荒木 祐次	前田 慶一郎
宮崎県	奥松 成安	嶋田 和将	内田 麻紀子	
鹿児島県	松本 賢史	水上 伸之介		
沖縄県	佐竹 ひびき	上原 幸子	大嶺 萌子	仲程 正
	梅田 勇樹			

3 寄附財源の充当事業

令和 3 年度にお寄せいただいた 97,442,200 円の寄附金については、寄附者からの指定にあわせ、以下のとおり令和 5 年度の事業に充当いたしました。

○安全で安心なまちづくりに関する事業

- ・事業名 安全で安心なまちづくり推進事業
- ・決算額 50,422,435 円（うち寄附金充当額 16,939,000 円）
- ・事業内容 防犯灯の設置・管理、AED の配備等

○健康で元気なまちづくりに関する事業

- ・事業名 乳幼児健診事業
- ・決算額 56,973,212 円（うち寄附金充当額 5,332,000 円）
- ・事業内容 乳幼児健診の実施

○子育て及び教育がしやすいまちづくりに関する事業

- ・事業名 こども医療費支給事業
- ・決算額 342,586,622 円（うち寄附金充当額 20,809,000 円）
- ・事業内容 子どもに対する医療費の支給

○活力に満ちたまちづくりに関する事業

- ・事業名 坂戸よさこい支援事業
- ・決算額 5,000,000 円（うち寄附金充当額 3,523,000 円）
- ・事業内容 坂戸よさこい実行委員会への運営支援

○協働によるまちづくりに関する事業

- ・事業名 北坂戸団地にぎわい再生事業
- ・決算額 6,258,598 円（うち寄附金充当額 1,106,000 円）
- ・事業内容 大学と協働による北坂戸団地のにぎわいの創出

○その他市長が必要と認める事業（木橋と花の回廊散歩道づくり）

- ・事業名 観光振興事業（にっさい桜まつり）
- ・決算額 7,301,718 円（うち寄附金充当額 1,315,000 円）
- ・事業内容 観光資源の発信による地域の活性化

- ・事業名 ふるさとの川整備事業（高麗川）
- ・決算額 2,528,228 円（うち寄附金充当額 1,893,000 円）
- ・事業内容 浅羽ビオトープの維持・管理

○その他（指定なし）

- ・事業名 学校施設整備事業（小学校）
- ・決算額 74,898,989 円（うち寄附金充当額 26,035,000 円）
- ・事業内容 小学校施設の整備改修

- ・事業名 学校施設整備事業（中学校）
- ・決算額 110,163,745 円（うち寄附金充当額 20,491,000 円）
- ・事業内容 中学校施設の整備改修

4 基金残高

令和4年度末 現在高	令和5年度中増減額		令和5年度末 現在高
	取崩額	積立額	
203,254,875 円	97,442,200 円	169,310,101 円	275,122,776 円

5 坂戸市まちづくり応援寄附条例

平成 20 年 12 月 24 日公布
坂戸市条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、坂戸市を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の坂戸市に対する思いを実現化することにより、個性豊かな魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第 2 条 この条例に基づき寄附される寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりに関する事業
- (2) 健康で元気なまちづくりに関する事業
- (3) 子育て及び教育がしやすいまちづくりに関する事業
- (4) 活力に満ちたまちづくりに関する事業
- (5) 協働によるまちづくりに関する事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

(寄附金の使途指定)

第 3 条 寄附者は、寄附金の使途を前条各号に掲げる事業のうちから指定し、寄附することができる。

2 寄附者が寄附金の使途を前条各号に掲げる事業のうちから指定しなかったときは、市長が指定するものとする。

(基金の設置)

第 4 条 寄附金を適正に管理するため、坂戸市まちづくり応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 5 条 基金として積み立てる額は、寄附金の額とする。

(管理)

第 6 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 7 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 8 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間

及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第9条 市長は、第2条各号に掲げる事業の財源に充てるため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(寄附者への配慮)

第10条 市長は、基金の積立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄附者の意向が十分反映されるよう配慮しなければならない。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年度終了後6か月以内に、寄附金の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 坂戸市まちづくり応援寄附条例施行規則

平成 20 年 12 月 24 日公布

坂戸市規則第 30 号

平成 22 年 1 月 20 日改正

坂戸市規則第 1 号

平成 23 年 12 月 15 日改正

坂戸市規則第 30 号

平成 27 年 5 月 1 日改正

坂戸市規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、坂戸市まちづくり応援寄附条例（平成 20 年坂戸市条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第 2 条 寄附金は、寄附金申込書（様式第 1 号）により受け入れるものとする。

2 市長は、寄附の申込み又は収受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、寄附金の受入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還することができる。

3 市長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還した場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金の額)

第 3 条 寄附金は、一口 2,000 円とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(寄附金台帳の作成等)

第 4 条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（様式第 2 号）を作成するものとする。

2 市長は、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄附者への報告)

第 5 条 市長は、基金の処分を行った場合は、当該処分に係る現金を財源として実施した事業を指定して（条例第 3 条第 2 項の規定により市長が指定した場合を含む。）寄附をした寄附者に対し、当該実施した事業の内容及び基金の充当結果を報告しなければならない。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 30 号）

この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。